

いの町菊池学園事業PRのぼり旗設置等に関する要綱

平成31年3月22日
教育委員会告示 第8号

(目的)

第1条 店舗や施設などの協力を得て、いの町菊池学園事業PRのぼり旗（以下「のぼり旗」という。）を設置することにより、「ほめ言葉のシャワー」や「ぷっくりハート」のまちづくりを推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「いの町菊池学園事業応援団」（以下「菊池学園応援団」という。）とは、この事業の目的に賛同する町内の店舗や施設で、いの町教育委員会が登録した事業所をいう。

(事業内容)

第3条 菊池学園応援団は、のぼり旗を事業所の敷地内に設置し、日常生活に相手を認める言葉や「ありがとう」という感謝の言葉があふれる「ほめ言葉のシャワー」や、ありのままの自分を受け入れ、また、相手もありのままを受け入れることができる自尊感情を育み、人とのつながりの中で、自分も相手も尊重できる「ぷっくりハート」のまちづくりを推進する。

2 いの町教育委員会は、広報紙及びホームページで菊池学園応援団の募集を行うとともに、登録事業所を周知する。

(事業の実施主体)

第4条 この事業は、いの町教育委員会が実施主体となっていく。

(菊池学園応援団の登録)

第5条 菊池学園応援団の登録を受けようとする者は、いの町教育長（以下「教育長」という。）に、別記第1号様式により申請を行う。

2 教育長は、前項の申請内容を適当と認め、菊池学園応援団の登録を決定したときは、別記第2号様式により、申込者に通知するとともに、のぼり旗を貸与する。

3 教育長は、第1項の申請内容を不適当と認め、菊池学園応援団の非登録を決定したときは、別記第3号様式により、申込者に通知を行う。

4 教育長は、次に該当する場合は菊池学園応援団に登録しない。

- (1) 宗教活動に関するもの。
- (2) 政治活動に関するもの。
- (3) いの町暴力団排除条例第2条に定義するもの。
- (4) 法令その他公序良俗に反するもの。
- (5) 特定の団体や少数の者を対象とするもの。
- (6) 専ら大人を対象とした娯楽施設。

(7) その他、教育長が適当でないと認めるもの。

(登録内容の中止)

第6条 菊池学園応援団の登録事業者は、菊池学園応援団を中止する場合は、別記第4号様式により、教育長に届出を行う。

2 教育長は、菊池学園応援団の中止を行ったときは、別記第5号様式により、届出事業者に通知を行う。

(菊池学園応援団の取消)

第7条 教育長は、登録内容に虚偽の記載があるなど、菊池学園応援団としてふさわしくない事由があると認めたときは、菊池学園応援団の登録の取消を決定し、別記第6号様式により、事業者に通知を行うとともに、のぼり旗を回収する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、いの町菊池学園事業PRのぼり旗設置等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年3月23日から施行する。

別記第1号様式

いの町教育長 様

いの町菊池学園事業応援団の登録申込書

いの町菊池学園事業PRのぼり旗設置等に関する要綱第5条第1項の規定に基づき、いの町菊池学園事業応援団の登録を受けたいので、申し込みます。

年 月 日

(申込者)

住所 高知県吾川郡いの町 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

電話 () _____

別記第2号様式

年 月 日

様

いの町教育長

いの町菊池学園事業応援団の登録決定通知

○年○月○日付け、いの町菊池学園事業応援団登録申込を受け審査した結果、いの町菊池学園事業PRのぼり旗設置等に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、いの町菊池学園事業応援団の登録をしました。

今後とも、「ほめ言葉のシャワー」や「ぷっくりハート」のまちづくりの推進に寄与していただきますようお願いします。

記

貸与するのぼり旗

() ようこそ! ほめ言葉のシャワーのまち いの町へ

() ぷっくりハートで 輝くまち いの町

別記第3号様式

年 月 日

様

いの町教育長

いの町菊池学園事業応援団の非登録決定通知

○年○月○日付け、いの町菊池学園事業応援団登録申込を受け審査した結果、いの町菊池学園事業PRのぼり旗設置等に関する要綱第5条第3項の規定に基づき、いの町菊池学園事業応援団の非登録を決定しました。

別記第4号様式

いの町教育長 様

いの町菊池学園事業応援団の中止届

いの町菊池学園事業PRのぼり旗設置等に関する要綱第6条の規定に基づき、いの町菊池学園事業応援団を中止したいので届け出ます。

記

返却するのぼり旗

() ようこそ! ほめ言葉のシャワーのまち いの町へ

() ふっくりハートで 輝くまち いの町

年 月 日

(届出者)

住所 高知県吾川郡いの町 _____

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

電話 () _____

別記第5号様式

年 月 日

様

いの町教育長

いの町菊池学園事業応援団の中止決定通知

○年○月○日付け、いの町菊池学園事業応援団の中止の届出がありましたので、これを受理し、いの町菊池学園事業PRのぼり旗設置等に関する要綱第6条第2項の規定に基づき、いの町菊池学園事業応援団の登録を中止します。

別記第6号様式

年 月 日

様

いの町教育長

いの町菊池学園事業応援団の登録取り消し通知

いの町菊池学園事業PRのぼり旗設置等に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、○年○月○日付で、いの町菊池学園事業応援団の登録決定を通知しましたが、要綱第7条の規定に該当することが認められましたので、いの町菊池学園事業応援団の登録取り消しを決定しました。

記

回収するのぼり旗

() ようこそ! ほめ言葉のシャワーのまち いの町へ

() ふっくりハートで 輝くまち いの町